

平成18年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 採択教育プログラム 事業結果報告書

教育プログラムの名称	: 国際公益セクターの政策エキスパート養成 (創造性と行動力ある国際公共政策人材育成事業の拡大)
機関名	: 大阪大学
主たる研究科・専攻等	: 国際公共政策研究科 国際公共政策専攻
取組実施担当者名	: 村上 正直
キーワード	: 国際政治学、国際経済学、国際法、公共経済学

1. 研究科・専攻の概要・目的

【本研究科の構成】本研究科には国際公共政策専攻と比較公共政策専攻の2つの専攻がある。国際公共政策専攻は、グローバルな視点で国際的な公共価値に関する政策課題を教育・研究するものであり、学生定員は、前期課程が19名、後期課程が11名である。同専攻には、専任教員17名、兼任教員4名が配置されている。比較公共政策専攻は、国際比較の視点から日本の現実の政策課題を教育・研究するものであり、学生定員は、前期課程が16名、後期課程が10名である。同専攻には、専任教員16名、兼任教員4名が配置されている。平成19年度の在籍学生数は、両専攻合わせて、前期課程が100名、後期課程が77名である。また、同年度の修了者数は、前期課程が47名、後期課程が8名である。

学生は、その所属専攻にかかわらず、すべての教員のなかから指導教員や副指導教員を選択することができ、また、履修可能な科目や修了要件についても両専攻で差はない。すなわち、全教員が一体として学生の大学院教育にあたり、両専攻の運営も一体として行われている。

教員は、専任教員(基幹講座所属)と兼任教員(協力講座所属)に分かれるが、兼任教員は大阪大学大学院法学研究科、高等司法研究科、経済学研究科及び社会経済研究所所属の教員であり、いずれも、学会・官界などで高い評価を得ている教員である。

【本研究科の人材養成目的】大阪大学大学院国際公共政策研究科規程によれば、「本研究科は、国内外の公共政策諸課題に対して法学、政治学及び経済学の基礎の上に立つ学際的視点から教育研究を行い、高いコミュニケーション能力と優れたリーダーシップをもつ研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする」(同規程第1条2項)。すなわち、本研究科の研究教育課題は、法学・政治学・経済学に関する学術的かつ実践的知識を

統合し、現代の国際社会や日本が直面する公共的な政策課題にとりくむことであり、これを通じて、それらの課題に有効に対処できるよう現実感覚を研ぎ澄まし、体系的に分析評価するとともに、それらの解決策をリーダーシップをもって提案できる人材の育成を目的とする。

授業については、複数の履修モデルを提供し、学生の希望とカリキュラムを関係付ける努力をしている。また、京都大学及び神戸大学との単位互換制度、EU インスティテュート関西(EUIJ)を通じた神戸大学及び関西学院大学の授業参加などにより多様な学生の要望に対応できる体制を整えている。

2. 教育プログラムの概要と特色

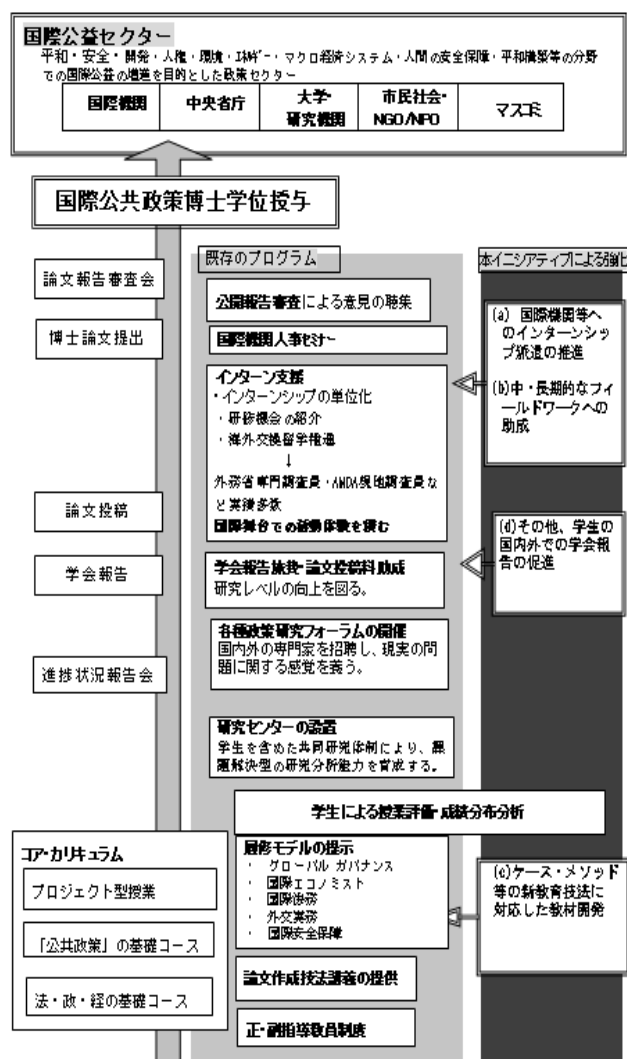
グローバル化が進んだ現在、人類にとって共通な全世界的な問題が存在する。その解決には、国際社会の共通利益・価値を理解した政策エキスパートが必要である。

本プログラムでは、10年間の本研究科の教育実績と大阪外国語大学との統合効果を有機的に生かし、「国際公益セクター」で活躍できる政策エキスパート養成プログラムを強化することを目的とする。ここに、「国際公益セクター」とは、国際社会の共通利益・価値(平和・開発・人権など)の実現に資することを目的とした主体が行動しあうセクターをいい、国際機関や中央政府に加え、市民社会/NGO・NPO、マスコミ、大学・シンクタンクなどを横断したセクターをさす。

通常の大学院教育カリキュラムでは、実社会のもつ問題の現実感を醸成し、実践力を身につけさせる教育訓練を十分にはできない。そのため、本教育プログラムの重点課題は、特にインターンシップ、フィールドワークやケース・メソッドを重視する教育プログラムの構築にある。より具体的には次のような取り組みを行う。

- (a) 国際機関等へのインターンシップ派遣の推進
- (b) 中・長期的なフィールドワークへの助成
- (c) ケース・メソッドなどの新教育技法に対応した教育開発
- (d) その他、学生の国内外での学会報告の促進

図1 履修プロセスの概念図



インターンシップやフィールドワークについては、従来から実施してきた国際機関人事セミナーとあわせ、国連をはじめとする国際機関での研修などへの参加を奨励する。また、部内公募を実施し、旅費などの諸経費の一部を助成することにより、参加へのインセンティブを与える。国内外の学会報告についても、学生に対し旅費の補助などの経済的な援助を行う。

また、国際公共価値及び国際公共政策に関する学生の意識を高めるため、より広範な学生を対象として、国内外から研究者や実務家を招聘して講義やシンポジウムを

開催する。

授業面では、従来の「プロジェクト演習」を発展させ、ケース・メソッドによる「ケース・スタディ・プログラム」を導入する。これは、公共政策上の重要な事案を教材として、当該事案の政策形成過程を検証し、その教訓や政策提言をまとめるものである。この授業の目的は、政策に関する知識の蓄積と分析能力を磨き、国際公共政策の遂行にあたって必要となる、現場感覚をもった人材を養成することにある。また、自己の研究テーマの深化や人脈形成に寄与する副次的な効果も期待される。

以上の事業の遂行により期待される効果としては、国際機関や中央・地方政府、内外シンクタンク、NGO・NPO など、国際公益実現に関わる業務に携わる知的人材を輩出することにつながることである。また、内外の「国際公益セクター」との連携を深め、人材に関する要望を本教育システムにフィードバックすること、国内外の同種の教育機関と連携した教育ネットワークを構築し強化することも期待される。

3. 教育プログラムの実施状況と成果

(1) 教育プログラムの実施状況と成果

前述の目的を実現するため、平成18年度及び19年度において遂行した事業は、大別すると次の5つのものに分けることができる。

①国際的な視点から公共価値・共通利益の実現をめざして活動する場を経験し、又は、そのような視点をもった研究活動を遂行する学生を財政的その他の手段によって支援することである。具体的には、学生のインターンシップやフィールドワークの実施の支援、学会における報告や論文投稿の支援などがこれにあたる。また、インターンシップなどの促進のため、「国際行政ワークショップ」を開講した。

②ケース・メソッドを通じて政策に関する知識の蓄積と分析能力の向上を目的とした「ケース・スタディ・プロジェクト」の推進である。そのため、ケース・スタディの最新の動向を取り入れた授業「ケース・スタディ入門」及び「ケース・スタディ実習」を開講した。

③国際的な公共価値・利益の視点の醸成にかかわるものとして、学生に現代的な諸問題とそれに対する多様なアプローチを体得させるために、内外の一線級の研究者や実務家を招聘して、「国際公益セミナー」や集中講義、公開講義、国際シンポジウムを開催した。

④学生を RA (Research Assistant) 及び TA (Teaching Assistant) として雇用することである。RA は、学生の研究能力の向上とともに、プロジェクトの組織・運営能力やリーダーシップの養成を目的としたものである。TA は、教員による教育の補助業務を行うことによって、学生の研究能力の向上や将来の教育能力の一端を開発することを目的としたものである。

⑤以上のような学生支援や、学生に対する種々の機会を提供することを主たる目的として、教員を国内外の関係組織に派遣した。「イニシアティブ」経費を用いた出張は、例えば、海外インターンシップ先の開拓や、先端的な授業・教育方法の吸収を目的とするものである。すなわち、この出張は、教員の研究を目的としたものではなく、すべて何らかの意味で学生に利益を還元することを目的とするものである。本事業の核心は、学生の教育プログラムであるからである。

以下では、この5つの事業に関する詳細を記す。

① 学生支援

a. 学生支援の概要

本事業による学生支援は、インターンシップ支援、フィールドワーク支援、学会報告支援及び論文投稿支援に分けることができる。

インターンシップは、18年度及び19年度の2年間で、申請件数が36件であり、そのうち34件が採択されている。行き先別で見れば、海外が延べ22件、国内が延べ12件である。海外インターンシップの派遣地は、国際組織・機関の本部や支部が集中するジュネーブ（スイス）を筆頭に、アジア地域への派遣も多い。また、派遣先については、国際組織・機関、政府関係機関やNGOがある。国内のインターンシップでは、東京及び関西圏が多数であり、派遣先は、政府機関や公的機関が多い。なお、本研究科で従来から開講している「インターンシップ」の授業の受講者のうち、本事業の趣旨に合致するものについても、助成の対象とした。

フィールドワークは、18年度及び19年度の2年間で、申請件数が68件であり、そのうち54件が採択されている。派遣先は海外が延べ32件、国内が延べ22件である。派遣先及び用務は、各学生の研究の関心に従い多様である。なお、学生の申し出により、学生が自発的に開催している研究会に対し支援を行った例が1件ある。「平和構築勉強会プロジェクト」であり、特にインタビューに要する交通費などを支援した。学生への公募の枠外のもの

であるが、学生からの積極的な研究提案に必ず、学生支援小委員会で審議し、本事業の趣旨に合致するものとして助成が認められたものである。その研究成果は、本研究科の紀要『国際公共政策研究』第12巻第2号（2008年3月）に「国連平和構築委員会への提言—二期目の挑戦と日本の貢献」として掲載されている。

学会報告支援は、18年度及び19年度の2年間で、申請件数が26件であり、そのすべてが採択されている。報告地は、海外が延べ9件、国内が延べ17件である。

論文投稿支援は、申請件数が9件であり、採択件数が7件である。そのすべてが英文校正費の支援である。

b. インターンシップ及びフィールドワークの活動の促進

インターンシップやフィールドワークは、海外の関係団体に申請を行い、また、受入を求めることなどが必要である。しかし、いつ、誰に、どのような申請などをするとよいのかは、学生にはわかりにくいところがある。また、学生が申請するに際して、教員の口添えが有用な場合もある。そのため、本研究科では、主として次のような取り組みを行った。**第1**は、教員が海外出張を行い、インターンシップ先を開拓したことである。特にジュネーブ（スイス）及びニューヨーク（アメリカ）への出張では、実際にインターンシップの受入促進につながった。**第2**は、「国際行政ワークショップ」の開講である。この授業は、ユネスコ（UNESCO・国際連合教育科学文化機関）における勤務経験の長い蓮生郁代氏を、本研究科客員准教授として迎え、海外インターンシップ・フィールドワークを近い将来経験する予定の者などを対象として、国際機構・機関の活動の一端を実例をもって感得しうるようになるための実践的な授業である。平成19年度第1学期に開講され、20名が受講した。**第3**は、インターンシップ経験の共有を目指した活動である。そのため、インターンシップの経験者に、帰国後、本研究科学生を対象として報告会を個別に、また、より組織的に開催した。**第4**に、インターンシップの派遣について、2年間の経験に基づき、『海外インターンシップマニュアル』を作成した。これは、19年度を通じて作成及び改訂を継続的に続けているものであり、それに基づき関係学生に適切なアドバイスをを行うことができた。

c. 学生助成申請の審査

学生への助成の可否の決定にあたっては、それが恣意

的なものとならないために、学生支援小委員会において詳細な基準を設けたうえで、学生の助成申請を審査し、それを委員会の全体会で承認するという方式をとった。審査基準は、特に本事業の趣旨に適合的か否かを中心に、助成区分ごとに適切な指標を設けたものである。これにより、決定の恣意性を排除し、あわせて、統一的で整合性のとれた助成をはかるよう努めた。

② ケース・スタディ・プロジェクト

a. ケース・スタディ・プロジェクトの概要

ケース・スタディ・プロジェクトは、本研究科にケース・メソッドなどの新教育技法を導入し、それによって、学生の公共政策過程の分析能力の向上を目的とするものである。ケース・スタディの授業は、インタビューやフィールド調査に必要な技法を習得し、実際にそれを使用して、政治決断や政治決定の現場において政府、企業、市民団体又は個人が果たした役割を、「過程追跡」することにより事実の解明を目的としたものである。

ケース・スタディの授業の開講にあたっては、そのモデルの1つとなったケネディ・スクール (Kennedy School of Government, Harvard University) における Case Program の実施状況の調査のために教員を派遣したほか、諸大学における取り組みとそのノウハウなどを修得するためコロンビア大学や、マンチェスター大学、ヨーク大学、バーミング大学などを訪問し、関係者との面会及び資料収集を行った。

b. ケース・スタディの授業の実施体制

18年度及び19年度の各年第2学期に「プロジェクト演習 (ケース・スタディ入門)」(2単位) 及び「プロジェクト演習 (ケース・スタディ実習)」(2単位) を開講した (両者は連続した授業であり、学生は両者の受講が求められる)。

授業担当者は、法律、政治及び経済の各分野においてケース・スタディ及びそれに類似する手法による研究歴を有する教員3名である。また、聞き取りの調査技法や、各分野の調査の実際、速記やテープ起こしの技法など、この授業に必要な手法を修得させるため、外部から一線級の専門家を非常勤講師として招聘した。

この授業では、学生をいくつかのグループに分けて特定のケースの調査あたらせたが、その調査を有益なものとするため、調査の対象や内容を主導するいわばチームリーダーとして博士後期課程の学生を RA として雇用し、

各チームに配した (教員がチームリーダーとなったケースもある)。

c. ケース・スタディの授業の成果

以上の実施体制のもとに、学生は、ケース・スタディの意義や調査手法などを修得した後、特定のテーマを追求する6~7のチームに分かれて実際の調査にあたった。

平成18年度の「ケース・スタディ入門」・「ケース・スタディ実習」には18名の学生が参加し、7つのケース・スタディを遂行した。学生の訪問先には、中央・地方官庁、マスコミ、シンクタンク、関係民間企業・団体などがあり、インタビューの対象者は、国会議員や内外の大使館の大使や関係職員、外務省や内閣府などの中央省庁・地方公共団体の職員、朝日新聞論説委員、大和総研などのシンクタンク職員などに及んだ。

平成19年度の「ケース・スタディ入門」・「ケース・スタディ実習」には17名の学生が参加し、6つのケース・スタディを遂行した。学生の訪問先には、中央・地方官庁、マスコミ、関係民間企業・団体などがあり、インタビューの対象者は、国会議員や地方議会議員、内外の大使館の大使や関係職員、外務省や環境省などの中央省庁や地方公共団体の職員、関係民間企業・団体の職員などに及んだ。

これらの調査の成果は、学生の各チームの調査報告書にまとめられている。もっとも、報告書はインタビューの対象者の同意を得て公表されるべきものであり、現時点においてそれが得られていないものも多い。そのため、一般的に公表することはできないが、その成果の一端は、インタビュー対象者の同意を得て本研究科の紀要において公表された「小泉純一郎首相の靖国神社参拝問題」(『国際公共政策研究』第12巻第2号、2008年3月)においてみられる。

また、授業のノウハウなどを継承するため、教材『ケーススタディ・マニュアル』を作成した。

③ 国際的な公共価値・利益の視点の醸成

本事業の目的を達成するためには、学生に対して、現代の社会、特に国際社会において生起する様々な諸問題と、それらに対する多様なアプローチを知らしめ、それらを消化した上で、自らその解決策を模索し、探求する機会を提供することが不可欠である。そのため、本研究科では、「イニシアティブ」に密接に関係する授業や公開講義、セミナー、シンポジウムを開催した。

a. 授業

18年度及び19年度の2年間において、上記の趣旨をもつ7つの講義を開講した。そのなかには、国際機関へのインターンシップのための実践的知識・技能を修得するとともに、その現場を知るための科目、国際機関の内部行政に関する理論的分析方法を修得するための科目、一定の方法論の修得を通じて国際関係を分析する能力の向上を目的とする科目、リーダーシップの養成にかかわる科目、政治・政策過程における世論の果たす役割を学習する科目がある。

b. 公開講義・講座

公共政策課題の実際を知るため、現場で活動している一線級の講師による講義は、本研究科の学生のみならず、本学の他部局の学生、学外関係者にとっても有益である。そのため、講義のゲストスピーカーとして招聘するなどした講師の講義を広く公開した。「国際行政ワークショップ」及び「国際行政論」の各授業のゲストスピーカーの講義を公開講義としたもの、本事業の経費を用いて開催した講演を公開講座としたものがある。その概要は、本研究科の広報誌である"OSIPP NEWSLETTER"に掲載された。

c. 国際公益セミナー

本研究科では、従来から外部の講師を招聘してセミナーを開催してきたが、特に本事業の趣旨に関連するものを「国際公益セミナー」と称する一連のセミナーとして開催した。開催回数は、18年度が6回、19年度が9回の合計15回である。

セミナーの講師は、大学の研究者や国際公務員、外交官である（本研究科の学生及び修了生を含む。）。とりあげられた問題は、国際関係の根源に遡るものから国際関係の最先端に及ぶものまで多岐にわたる。その大部分の概要は、広報誌"OSIPP NEWSLETTER"に掲載された。

d. シンポジウム

平成18年度及び19年度の各年度末に、1年間の本事業の総決算として国際シンポジウムを開催した。18年度は、平成19年3月に「グローバル化時代のパブリック・ポリシー」と題するシンポジウムを開催し、報告者3名と討論者6名による報告と討論を中心として、少子高齢化や中国の為替政策、グローバル企業活動の新たなトレンドが議論された。19年度は、平成20年3月に、「人間の安全保障と国際公共政策の将来」と題するシンポジウ

ムが開催され、報告者4名と討論者4名による報告と討論、これら8名による全体討論がなされた。このシンポジウムでは、人間の安全保障をめぐる理論と実際が広く議論された。

この2回のシンポジウムは、いずれも理論と政策の両面にわたって有益な議論がなされたため、報告書を作成し、両者の概要を記した。

写真1 シンポジウム開催風景（平成18年度）



④ RA及びTA

本事業の遂行にあたって、RA又はTAとして学生を雇用し、教員の教育・研究の補助作業などにあたらせることも重要かつ不可欠の要素である。それは、教育研究のプロである教員の身近にあって、教育研究能力の向上を図り、また、そのノウハウを学ぶことが、将来、「国際公益セクター」において政策エキスパートとして活動するために有益であるからである。

a. RA

本事業の経費によって雇用したRAには、大別して、①授業「ケース・スタディ」の調査チームのリーダーとなった者、②本研究科の12名の教員が分担執筆した『国際公共政策学入門』（大阪大学出版会、2008年3月）の資料収集及びその原稿の査読にあたった者がある。

「ケース・スタディ」の授業でチームリーダーとなったRAは、この授業の参加学生に対するアドバイザー的役割を果たすと同時に、プロジェクトや授業の組織・運営能力やリーダーシップを学ぶことができた。

『国際公共政策学入門』は、本研究科の教員が大学教育のための教科書として、国際公共政策にかかわる12のテーマについて執筆したものである。その作成にあた

って、各執筆者に1名のRAを配置し、その執筆に必要な最新で不可欠の資料を収集し、その分析にあたらせた。また、各執筆者の第1次原稿を査読させ、その内容・表現方法などを検証させた。なお、その他本事業と密接に関連する授業にもRAを配置した。

b. TA

本事業に密接に関係する授業にはTAを配置した。いずれも、重要な公共政策課題に関する講義において、教員の補助業務を担当した。

⑤ 教員の海外出張

本事業を実施するため、教員を海外の関係機関に派遣した。教員の海外出張は、2年間の実施期間において延べ11件である。その主たる目的は、海外インターンシップ先の開拓や、先端的な授業・教育方法の調査に大別しうる。

インターンシップ先の開拓に関して出張を行った教員名と派遣国は、姫野勉教授（スイス）、村上正直教授（アメリカ）、大槻恒弘准教授（アメリカ）及び木戸衛一准教授（ドイツ）である。姫野教授は外交官として活躍した経験とネットワークを生かし、ILO（国際労働機関）、IOM（国際移住機関）などとインターンシップ受入に関して協議を行い、実際にILOで1名、IOMで2名のインターンシップが実現した。村上教授は国際連合日本政府代表部やUNICEF（国際連合児童基金）とインターンシップ受入に関して協議を行い、実際にUNICEFの東ティモール事務所での2名のインターンシップが実現した。大槻准教授及び木戸准教授についても事業実施の2年の間には実際の受入には至らなかったが、今後のインターンシップ受入につながる協議が行われた。

先端的な授業・教育方法の調査に関して出張を行った教員名と派遣国は、内記香子准教授（アメリカ及びシンガポール）、高阪章教授（アメリカ）、清末愛砂助教（イギリス）及び木戸衛一准教授（ドイツ）である。内記准教授はケース・メソッドを使用した授業の運営についての調査のために、ハーバード・ケネディ・スクール及びジョン・ホプキンス大学の視察を行い、この成果は「ケース・スタディ」の授業に反映された。高阪教授、清末助教及び木戸准教授の調査においても、カリキュラムの詳細や、コース設置の背景、特徴、学生の研究支援、就職支援、ティーチング・メソッドや施設についてもインタビューが行われ、また今後の大学院の連携や共同授業

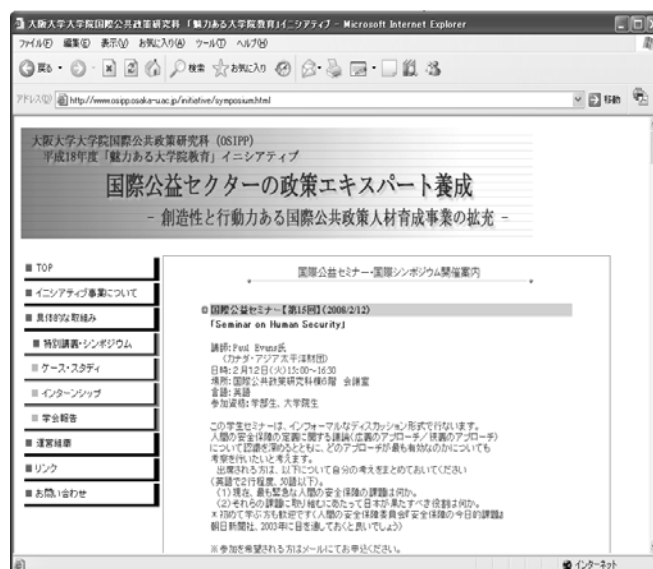
の開催についても礎が築かれた。

(2) 社会への情報提供

本教育プログラムではホームページを作成し、プログラムの概要やパンフレットを掲載した。国際公益セミナーや国際シンポジウムについてもホームページで事前に告知し、広く参加を呼びかけた。ホームページで開催を知った学外の方々から、内容についての問合せや参加申込も多くあった。国際シンポジウムに関してはパンフレット及びポスターを作成し、関係する研究機関や企業に送付した。また、パンフレットについてはホームページからもダウンロードできるようにした。

図2 ホームページ

<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/initiative/>



また、国際公共政策研究科ではメールマガジンを発行しているが、そこでも本教育プログラムの概要や国際公益セミナーの案内、公開講義や集中講義、研究助成の実施状況を掲載した。

さらに、本研究科では、年4回ニューズレターを発行しているが、そのなかで「ケース・スタディ」の概要や国際公益セミナーの実施内容を掲載した。

事業の終了にあたり、事業の内容をとりまとめた報告書『「国際公益セクターの政策エキスパート養成」事業報告書』を作成した。また、その別冊として、①海外インターンシップマニュアル、②ケース・スタディ報告書、③シンポジウム・プロシーディングスを作成した。

①は、学生を海外の国際機関やNGOなどに派遣するになかで得られたノウハウをまとめたものであり、学生

への助言や、派遣にあたって教員や学生が留意すべき事項などを含む。②は、「ケース・スタディ」の授業の調査報告書を収めたものである。③は、18年度及び19年度に各1回開催された国際シンポジウムの概要を記した報告書である。

このうち、①及び②は、限定的配付文書とされ、一般には公表されていない。その理由は次の通りである。①は、本研究科が試行錯誤をするなかで作成した文書であり、留意すべき事項を最終的に確定したのではなく、また、その適切性は現時点においてもなお常に検証し、改訂すべき性質のものである。従って、現時点において、これを広く公表することには適さない。

②については、各種政策形成・決定過程に参加し、又は、それを取材した関係者などへのインタビューをもとにしたものであるが、その報告書の公表にあたっては当該インタビューの公表の同意を得ることが不可欠である。しかし、現時点で、その同意が得られているものは限定的であるため、『事業報告書』において公表論文として記載した1例を除き、一般に配付する資料とすることには適当ではないと判断した。

他方、『事業報告書』及び③のシンポジウム・プロシーディングスは、一般に公表される文書とされ、本事業の成果を広く情報提供するために関係各方面に配布した。

4. 将来展望と課題

(1) 今後の課題と改善のための方策

以上の通り、本研究科では本事業の趣旨に従い活発な活動を行い、その成果も十分に上がっているものと自負している。他方で、本事業の実施過程では、次の段階において改善すべき課題を発見することもできた。それは、一言で言えば、「受動的(reactive)」な学習の機会の提供から、より「能動的(proactive)」な問題解決能力を養成する長期的教育プログラムを開発し、整備する必要性である。以下、この点について説明する。

①本事業では、海外インターンシップやフィールドワークへの学生の派遣を推進してきたが、国際機関などの国際公益セクターで実際に職を得るのは30代前半と考えるのが現実的であり、それまでに学生が行うべき活動を示し、磨くべき能力の開発を可能とするプログラムが必要である。また、修士号や博士号の取得や学術的業績、海外インターンシップなどの短期の実務経験のみでは十分ではない。実際、本事業において海外インターンシップを経験した学生数は、平成18年度が3名、平成19年

度が14名であるが、課程別でみると博士前期課程学生が12名、後期課程学生が5名である。すなわち、学生は、実際には早い時期にインターンシップを経験しており、このことは、このような経験を基礎として、より長期的な教育プログラムを策定する必要性と可能性を示しているともいえる。

インターンシップは貴重である。しかし、特に早い時期に経験するそれは相対的に受動的な学習機会という性格をもつから、その経験から得られた学生の興味・関心をより深化させ、より専門性の高い学習・経験の機会を提供する必要がある。それは、「基礎」、「理論」及び「実践」の3要素を含む、**博士前期課程・後期課程5年間の一貫した教育プログラム**を開発することによって実現することができる。と考える。

②「**基礎**」とは、実践的な英語能力の養成と海外インターンシップの経験からなる。前者のためには、英語で行う授業を増加させるとともに、国際機関などの実務に必要とされる専門用語を修得し、実務的文書に触れる授業が必要となる。また、後者のためには、インターンシップを必修科目として単位化し、かつ早期に経験させる必要がある。

③「**理論**」とは、分野を超えた幅広い知識と、逆にいづれの分野で活動する場合であっても必要とされる知識を修得することである。国際公益セクターにおいて専門家とともに活動するためには、高度の専門性ととともに、他の分野への理解力が求められる。また、どのような分野の専門職についたとしても必要となるような基礎的知識の修得が必要となる。そのため、前者の目的に沿って本研究科の専門科目をより体系的に再配置すること、後者の目的のために、特に、国際機関のプロジェクト・マネジメント(人事や予算を含む。)に関する基礎理論の修得と実際の事例への応用能力を養成する授業を提供する必要がある。

④「**実践**」とは、学生が、より能動的に諸問題の解決プロセスに関与することができるようにするための、学生参加型のフィールド・リサーチ・プロジェクトを実施することである。これは、国際的なフィールド活動を展開する国際機関やNGOなどの協力や、現地の大学や研究機関などの協力を得て、それらと協働して、現場で通用する解決策を提言し、実施するため、現地の情勢やニーズの把握から、具体的提言の策定及びその実施に至る過程に学生を関与させるものである。本事業で実施したケース・スタディ・プロジェクトは、このようなフィー

ルド・リサーチ・プロジェクトの基礎として位置づけられ、早期に必修科目として受講させることになる。

⑤以上のプログラムを実施するためには、人的・財政的リソースを要し、直ちにそのすべてを実現することは不可能である。その意味では、まさに今後の課題である。しかし、本研究科は、より自覚的にこのような課題を見据え、その実現の方途を模索することとし、そのため、次の(2)で記す課題を追求したい。

(2) 平成20年度以降の実施計画

20年度以降の実施計画として、本研究科の取り組みと、大学としての取り組みの双方を分けて示す。

①**本研究科独自の取り組み**の例としては、例えば次のようなものがある。**第1に**、英語による授業の増加と強化を図るとともに、国際機関で用いられる実務的英語や文書に触れるための授業を継続して開講する。特に、平成19年度に開講した「国際行政ワークショップ」を担当した蓮生郁代・客員准教授を、20年4月から本研究科の正規の准教授として採用したことから、今後もこの種の授業の開講が可能である(20年度も開講)。**第2に**、海外インターンシップなどへの学生支援のため、本研究科の通常予算から一定額を支援経費としてあてる予定である。**第3に**、国際機関のプロジェクト・マネジメントに関する基礎理論と実際の事例への応用能力獲得の一助とするため、「国際行政論」の授業を継続して開講する(20年度も開講)。**第4に**、フィールド・リサーチ・プロジェクトにつながるような、より実際の政策プロセスに関与するような授業を開講するよう努める。本研究科では、従来からオンザジョブ・トレーニングを旨とする「プロジェクト演習」が開講されているが、それを継続し、強化する。**第5に**、各種事業の実施のための資金的裏付けを得るため、従来同様、外部資金の導入に積極的に取り組む。

②**大学としての取り組み**としては、本学の「グローバルコラボレーションセンター」と連動して各種事業を遂行することがある。本学には、文部科学省の特別教育研究経費を受けて、平成19年4月から同センターが設置されている。同センターの目的のひとつは、真の国際性を備えた人材養成のための教育開発である。そのため、(1)で示した諸課題の一部を同センターと共同して遂行することが可能である。

「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会における評価

【総合評価】

- 目的は十分に達成された
 目的はほぼ達成された
 目的はある程度達成された
 目的は十分には達成されていない

〔実施（達成）状況に関するコメント〕

法学・政治学・経済学に関する知識を統合し、公共政策課題に有効に対処できる政策エキスパートを養成するという目的に沿って、インターンシップ、フィールドワーク、学会報告等に関する学生支援、ケース・スタディ・プロジェクトの推進、国際公益セミナー等の開催などの計画は着実に実施され、大学院教育の実質化に貢献している。ケース・スタディ・プロジェクトは、その意義、調査方法を修得した後、実際の調査に取り組みさせるもので、アカデミックな視点に配慮することにより波及効果が期待される。

情報提供については、活動状況に関して、ホームページ、メールマガジン、ニューズレター、事業報告書などにより着実に行われている。

学生が博士前期課程にインターンシップを経験するとの傾向を踏まえ、基礎知識、理論及び実践の3要素を含んだ博士前期課程・後期課程5年間の一貫した教育プログラムを開発することの必要性を今後の課題とすることは適切であり、上記の3要素のバランスに配慮しつつ、今後の取組を具体化し、自主的・恒常的な展開を図ることが望まれる。

（優れた点）

- ・本教育プログラムにおいてインターンシップ、フィールドワークを積極的に取り入れるとともに、併せて学生支援を充実させる取組は、国際公共政策の専門家養成の一つのモデルとして評価できる。
- ・国際性を備えた人材育成のための教育開発を担う「グローバルコラボレーションセンター」との連動を検討するなど、大学としての今後の展開を示している点が評価できる。

（改善を要する点）

- ・基礎知識、理論及び実践の3要素を含んだ博士課程5年間の一貫した教育プログラムを開発する必要性の指摘は正鵠を得ているが、今後の計画に「実践」に関する取組が多く、「基礎知識」、「理論」に関する科目との組み合わせなどにも配慮して具体化することが必要である。
- ・インターンシップやフィールドワークへの学生の派遣を効果的に行うため、事後の評価制度の充実が必要である。